

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 2 月 5 日付け 31 生衛第 395 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、「役職」の欄については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2020（令和 2）年 1 月 21 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「カネミ油症診定委員会の委員名簿」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 31 年度長崎県油症対策委員会委員名簿（以下「本件文書」という。）」を特定し、令和 2 年 2 月 5 日付けで、条例第 7 条第 1 号及び第 5 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し 2020（令和 2）年 3 月 23 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論等

審査請求人が審査請求書、反論書、意見陳述書（「反論書」の補充意見）及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

ア 「私人」としての「個人に関する情報」と「公的な立場」での発言が第三者に対して不利益や不当な扱いをもたらす可能性がある場合の「公人に関する情報」とは峻別されなければならない。

イ 未認定被害者の生き死にや医療救済を受けられるか否かの重大な決定を行うことに直結する長崎県油症対策委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の責任の重さを考えるならば、氏名及び所属並びに専門的事項などについて積極的に明らかにされるべきである。

ウ どういう専門的な知見を持っていて委員になったのかということが公表されないのは妥当ではない。どのような専門家が委員にいるのか明らかにされなければ、被害者が認定されない理由について納得することは無理である。

(2) 条例第7条第5号について

ア 委員名簿を公表することで、なぜ「率直な意見の交換」ができなくなるのか、「意思決定の中立性が不当に損なわれる」のか、十分な説明がなされるべきである。

イ 委員自らの発言について、その公的、社会的責任を明らかにするため、とりわけ診定の対象とされる未認定被害者に対する説明責任を果たすためには、積極的に氏名、所属、専攻分野、これまでの科学的・医学的経験と実績などを明らかにすべきである。不開示により、委員の選定について、科学的、医学的知見と経験を十分に有する者であるか否かの第三者による客観的な判断や判定が行われることが不可能となっている。

ウ 公にすることにより、認定に関して、委員やその家族に対して危害が及ぶおそれ（私生活に影響を及ぼすおそれや個人の権利利害を害するおそれ）や外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があることから不開示としたと実施機関は主張するが、当該理由に基づく不開示について妥当ではないとした答申例もある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第1号の該当性

ア 条例第7条第1号においては、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は不開示とすることを定めており、プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として不開示としている。

イ 委員は特別職の地方公務員に当たり、職名と職務遂行の内容は不開示とされない（ただし書ウ）が、氏名については、法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報ではないため不開示とした（ただし書ア）。

ウ 所属については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となることから不開示とした。

(2) 条例第7条第5号の該当性

ア 委員会の情報は、条例第7条第5号の情報に該当し、公にすることにより、認定に関して、委員やその家族に対して危害が及ぶおそれ（私生活に影響を及ぼすおそれや個人の権利利害を害するおそれ）や外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があることから不開示とした。

イ 委員名簿を公開しているところはなく、公にすると、委員の委嘱を拒否される可能性があり、委員会が成り立たなくなるおそれが出てくる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第5号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

(3) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書は、令和元年5月9日現在における「平成31年度長崎県油症対策委員会委員名簿」であり、「役職」、「所属」、「氏名」という三つの項目からなっているが、項目名のみが開示され、それぞれの項目欄は全て不開示となっている。

なお、本県における油症患者の認定については、委員会の答申を受けて長崎県知事が行う。

(2) 条例第7条第1号について

ア 氏名欄に記載されている情報について

氏名欄に記載されている氏名が特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

委員は特別職の公務員ということであるが、氏名は職務の遂行に係る情報（ただし書きウ）とは認められず、また、実施機関の説明によれば、油症診定に係る委員会について、委員名簿を公開しているところはないとのことであり（審査請求人も、診定を行う委員の氏名を公開している県はないと思う旨述べている。）、慣行として公にすることが予定されている情報（ただし書きア）とも認められない。

よって、当該情報は、条例第7条第1号に該当する。

イ 所属欄に記載されている情報について

所属欄については、委員が所属している医療機関や研究機関等（大学を含む）の名称及び当該機関における部署名や肩書きが記載されている。カネミ油症に関しては、様々な情報がインターネット上において入手できる状況に

あり、このことからすると、当該情報を公にした場合、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能となるという実施機関の主張は否定し難いと思料する。

よって、当該情報は条例第7条第1号に該当する。

ウ 役職欄に記載されている情報について

役職欄については、委員会における役職が記載されているものであり、当該情報を公にすることによって特定の個人を識別することが可能となるということは考え難い。

よって、当該情報は、条例第7条第1号に該当しない。

エ したがって、役職欄を不開示としたことは妥当ではないが、所属欄及び氏名欄を不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第7条第5号及び第6号について

ア 実施機関は、不開示の理由として、「委員会の情報は、条例第7条第5号の情報に該当し、公にすることにより、認定に関して、委員やその家族に対して危害が及ぶおそれ（私生活に影響を及ぼすおそれや個人の権利利害を害するおそれ）や外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある」と主張し、審査請求人は、当該理由に基づく不開示について妥当ではないとした答申例もあると主張するので、以下検討する。

イ 実施機関は、前記アの主張に加えて、委員への委嘱を拒否する可能性、ひいては委員会が成り立たなくなるおそれがある旨説明するものの、どの程度の蓋然性を有するのか計りかねるところであった。

そこで、当審査会としては、審査請求人（開示請求者）に関する情報を漏らさないこととした上で、委員に対して、実施機関を通じて意向確認のためのアンケートを行うこととした。

ウ 当該アンケートにおいて、名簿の開示については、ほとんどの委員が「全て不開示」という意向であった。また、将来、名簿が公表されるようになった場合における委員の再任については、「現時点では分からない」という回答もあったものの、大多数は「躊躇したり断ったりする」というものであった。さらに、名簿が公になると、認定結果への不満等が直接委員へ向けられるおそれや、そのことによって、公正な判断が行えなくなることを危惧する意見等も見受けられたところである。

エ このことからすると、公になることにより、委員個人が直接外部からの圧力や干渉等を受ける可能性や委員への委嘱が拒否される可能性、ひいては委員会が成り立たなくなるおそれについては、蓋然性を有するものと思料する。

よって、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあると認める

ことができる。

オ したがって、前記(2)と併せ考えると、所属欄及び氏名欄を不開示としたことは妥当である。

カ なお、実施機関は、当該根拠規定として条例第7条第5号を挙げているが、同号は、審議、検討等情報であり、委員名簿が当該情報に該当するとは考え難い。むしろ、当該主張からすると同条第6号の行政運営情報に該当するものと解され、決定通知書に記載された根拠条項については誤りと言わざるを得ない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

実施機関は、本件処分に当たり、本件処分時には条例第7条第5号を不開示理由の根拠として審査請求人に通知していたが、前記第5の3の(3)の力のとおり、同条第6号の誤りと言わざるを得ない。条例第7条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならない、十分に検討のうえ処分を決定してしかるべきである。実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、今後適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

なお、結論は前記第1のとおりであるが、委員会にはどのような専門分野の方々が所属しているのか明らかにされることが望ましいと思料する。実施機関においては、今後、当該専門分野に係る情報提供の在り方について検討されるよう望むところである。

また、今回、アンケートの実施により委員の方々の意向について把握できたところである。実施機関においては、これまで以上に委員の方々との連携を深め、意思疎通を図られるよう併せて望むものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年7月15日	・実施機関から諮問書を受理
令和2年12月18日	・審査会（審査）
令和3年1月19日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年3月25日	・審査会（審査請求人口頭意見陳述及び審査）
令和3年4月30日	・審査会（審査）
令和3年6月11日	・審査会（審査）
令和3年6月21日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長